

## 令和4年度あきる野市介護サービス事業者等指導監査結果

令和4年度に介護サービス事業者等に対して実施した指導監査の結果及び主な指摘事項は次のとおりです。

### 1 指導監査実施事業者

No	事業者名	サービス種別	実施日
1	草花クリニック訪問看護ステーション	居宅介護支援	令和4年5月10日
2	ケアプランセンター宙	居宅介護支援	令和4年5月25日
3	あきる台病院指定居宅介護支援事業所	居宅介護支援	令和4年6月15日
4	中部高齢者はつらつセンター	介護予防支援	令和4年6月16日
5	おむすびネット	訪問介護	令和4年7月5日
6	あきる野市社協ケアセンター	居宅介護支援	令和4年7月11日
7	デイサービスのらぼう	地域密着型通所介護	令和4年9月8日
8	リハビリ型デイサービスふくろうあきる野館	地域密着型通所介護	令和4年9月21日
9	デイサービス戸倉ヴィラ	地域密着型通所介護	令和4年10月6日
10	リハビリ型デイサービス戸倉ヴィラ別館	地域密着型通所介護	令和4年10月7日
11	グループホームはびねす草花	認知症対応型共同生活介護	令和4年11月15日
12	あきる台グループホーム秋川	認知症対応型共同生活介護	令和4年12月21日
13	あきる台グループホーム滝山	認知症対応型共同生活介護	令和5年1月19日
14	ダスキンヘルスレント多摩西ステーション	福祉用具貸与	令和5年2月14日

### 2 指導監査の結果

区分	文書指摘	口頭指摘
運営管理	0	4 2
サービス提供	5	3 3
合計	5	7 5

※文書指摘：関係法令に違反している事項 ※口頭指摘：関係法令に違反しているがその程度が軽微な事項、又は改善中の事項

### 3 主な指摘事項

指摘項目	主な指摘内容	件数	根拠法令等
内容及び手続の説明及び同意	・重要事項説明書は運営規程と整合を図り、必要記載事項を適切に記載すること	13	・市条例（居宅介護）第6条 ・市条例（地域密着型）第59条の20、第128条（第9条準用）
具体的取扱方針 （居宅サービス計画）	・アセスメント結果に基づき、居宅サービス計画を適切に作成すること ・実施状況の把握及び居宅サービス計画の変更を適切に行うこと ・サービス担当者会議等を適切に実施すること	10	・市条例（居宅介護）第15条第6項、第8項、第9項、第13項、第15項
勤務体制の確保等	・従業者の年間研修計画を作成した上で研修を実施し、その記録を保存すること	9	・市条例（居宅介護）第21条第3項 ・市条例（地域密着型）第59条の13第3項 ・都条例第111号第11条第3項
地域密着型通所介護計画の作成	・地域密着型通所介護計画は、アセスメントを踏まえて、居宅サービス計画に沿った内容となるよう適切に作成すること	8	・市条例（地域密着型）第59条の10第1項、第2項
	・地域密着型通所介護計画は、担当従業者と共同して作成すること	2	・市条例（地域密着型）第59条の10第1項
	・提供するサービス内容が漫然かつ画一的にならないよう、利用者ごとに必要な援助を行うこと	2	・市条例（地域密着型）第59条の9第3項
秘密保持等	・家族の個人情報を用いる際は、あらかじめ文書により、同意を得ること	7	・市条例（居宅介護）第25条 ・市条例（地域密着型）第59条の20、第128条（第35条準用）
	・秘密保持に関する誓約を適切に行うこと	4	・都条例第111号第34条
サービスの提供の記録	・提供した具体的なサービスの内容等を適切に記録すること	5	・市条例（地域密着型）第59条の20（第20条準用）、第115条第2項

※全ての指摘事項は既に改善されています。

※根拠法令等は次のとおり略称して表記しています。

市条例（居宅介護）：あきる野市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成30年3月26日条例第1号）

市条例（地域密着型）：あきる野市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年3月28日条例第2号）

都 条 例 第 111 号：東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年10月11日条例第111号）